

令和8年9月30日

三鷹市議会議長 伊 藤 俊 明 様

文教委員長 大 倉 あき子

文教委員会審査報告書

本委員会に付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

○ 委員会開会年月日

- (1) 令和8年8月3日
- (2) 令和8年9月10日
- (3) 令和8年9月30日

○ 付託案件及び審査のてんまつ

1 議案第71号 三鷹市総合スポーツセンター及び三鷹市生涯学習センターの指定管理者の指定について

この議案は、三鷹市総合スポーツセンター及び三鷹市生涯学習センターの指定管理者を指定するため、提案されたものであります。

2 議案第72号 三鷹市大沢総合グラウンド等の指定管理者の指定について

この議案は、三鷹市大沢総合グラウンド等の指定管理者を指定するため、提案されたものであります。

以上2件につきましては、関連がありますので一括して審査を進めました。

以上2件の審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・指定管理者候補者の選定方法を非公募とした理由と指定管理者候補者選定・評価委員会における審議方法や委員構成の在り方等について
- ・指定管理者候補者の組織体制等に係る考え方と次期指定管理期間における指定管理料の見通し等について
- ・当該各施設を指定管理者制度による管理運営とすることの効果等について
- ・利用者満足度や利用率向上に向けた指定管理者候補者との連携と具体的方策等について
- ・当該各施設における維持管理及び改善状況と利用者からの意見聴取の在り方等について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・三鷹市総合スポーツセンター及び三鷹市生涯学習センターの指定管理者の指定について
- ・三鷹市大沢総合グラウンド等の指定管理者の指定について
- ・指定期間における指定管理者評価シート兼指定管理者候補者選定方法審議結果
- ・事業報告書（抜粋）
- ・指定管理者候補者審議結果（一覧）
- ・指定管理者候補者審議結果（施設別）
- ・事業実施計画書及び収支計画書
- ・経営の状況等当該団体の概要を説明する書類

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、議案第71号について討論に入りましたが、その過程で大要次のような意見が述べられました。

〔反対討論〕

(1) 石井れいこ委員（いのち・市民自治の会）

生涯学習センターでは、近年使用率が上がっている子どもたちに対し、利用者満足度に関わるアンケートが本人らに取られていない。子ども差別に当たるのではないかと考える。

また、5年前に市民から声があった施設内が迷路のようで動線が分かりにくいという点においては、対応が十分でなかった。

また、以前より私の関わる会派では、指定管理を発注する側と受注する側のトップが同じという事象は市民から疑念を抱かれる点であると言い続けてきた。報

酬がその分支払わなくてもよいというようなことも答弁があったが、ただより高いものはない。内部同士の信用だけで運用することになるので、市民の不安は払拭できない。市の思いどおりに施設運営をし、トップが同じで、外部有識者も入れないままであるならば、指定管理をやめて、直営に戻し、業務委託で外郭団体に発注すればよい。

総務省の2024年4月26日の指定管理者制度の資料では、外部有識者等の視点を導入している施設は全国で約3割もある。この間、三鷹市は指摘され続けているにもかかわらず、検討してこなかったのは問題である。

よって、本議案に反対する。

(2) 中泉きよし委員（日本維新の会）

今回、市側から提出された各種資料を読み通すと、自己評価、内部評価ばかりであり、外部視点からの客観的な評価は皆無である。

また、評価、選定する側とされる側が、全く、または、ほぼ同じ人物であること、その延長線上で非公募とする指定管理事業者選定方法の判断に対しては、その公正、公明性を考えれば、容易に賛成できるものではない。

外部評価は文句を言われるから嫌だと避けるのではなく、自己評価、内部評価では気づかない課題を指摘してもらえる貴重な機会として、積極的に行うべき必須業務である。

その点では、非公募による事業者決定は、5年に一度の外部視点による改善機会、外部事業者からの提案機会等々を自ら逸する判断であることをよくよく自戒すべきである。

以上述べたとおり、非公募は、発注側の三鷹市、受注側の三鷹市スポーツと文化財団にとっては、簡易、便利でなれ合い関係の継続等々、都合の良い選定方法である一方、市民から見れば、情報公開、選定の公平性、新規事業者の参入機会の損失による市民サービスの向上阻害などに懸念があること、ひいては税の適切な使われ方に疑義を持たざるを得ない。

最後に、ここまでの言及は、それぞれの現場で一所懸命業務に取り組んでいる多くの職員の努力やその姿勢を全否定するものではないことを付言しつつ、選定方法の非合理性や閉鎖性から出来る市民にとっての不利益は甚大なものと強く指摘し、議案に反対する。

以上の討論の後、議案第71号について採決いたしました結果、本件については、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

次いで、議案第72号について討論に入りましたが、その過程で大要次のような意見が述べられました。

〔反対討論〕

(1) 石井れいこ委員（いのち・市民自治の会）

大沢総合グラウンドについて、一部、水はけが改善できていない。この積極的調査を求める。

井ログラウンドの散水ミストが定期的に不具合が出ているという。影響については、利用に影響があるほどではないという答弁であったが、不具合が何度もあるグラウンドというのは信用が落ちる。スポーツを行うに当たり、その場所が安全で、信用、信頼の下、運動に集中できる環境の提供というのは、利用者から最も求められている点であると考えます。その点も評価シートに記載を加えるべきである。

また、人工芝から流れるマイクロプラスチックについては、フィルター清掃が月に1か所1回程度の清掃とのことだが、マイクロプラスチックの地面、地下水への流出計測はしていない。井ログラウンドに人工芝を張ることが示されたときから、委員会ではマイクロプラスチックの流出は大丈夫だと市側は答弁してきた。よって、その大丈夫の数字を示し、評価に加えるべきである。さらに、全てのグラウンドにおいて日陰がない。夏場、熱中症予防のための対策がおろそかである。救急車で運ばれた人数も把握できておらず、利用者の健康も含め今後の施設改善を求める。

また、以前より私の関わる会派では、指定管理を発注する側と受注する側のトップが同じという事象は市民から疑念を抱かれる点であると言いつけてきた。報酬がその分支払わなくてもよいというようなことも答弁があったが、ただより高いものはない。内部同士の信用だけで運用することになるので、市民の不安は払拭できない。市の思いどおりに施設運営をし、トップが同じで、外部有識者も入れないままであるならば、指定管理をやめて、直営に戻し、業務委託で外郭団体に発注すればよい。

総務省の2024年4月26日の指定管理者制度の資料では、外部有識者等の視点を導入している施設は全国で約3割もある。この間、三鷹市は指摘され続けているにもかかわらず、検討してこなかったのは問題である。

よって、本議案に反対する。

(2) 中泉きよし委員（日本維新の会）

今回、市側から提出された各種資料を読み通すと、自己評価、内部評価ばかりであり、外部視点からの客観的な評価は皆無である。

また、評価、選定する側とされる側が、全く、または、ほぼ同じ人物であること、その延長線上で非公募とする指定管理事業者選定方法の判断に対しては、その公正、公明性を考えれば、容易に賛成できるものではない。

外部評価は文句を言われるから嫌だと避けるのではなく、自己評価、内部評価では気づかない課題を指摘してもらえらる貴重な機会として、積極的に行うべき必須業務である。

その点では、非公募による事業者決定は、5年に一度の外部視点による改善機会、外部事業者からの提案機会等々を自ら逸する判断であることをよくよく自戒すべきである。

以上述べたとおり、非公募は、発注側の三鷹市、受注側の三鷹市スポーツと文化財団にとっては、簡易、便利でなれ合い関係の継続等々、都合の良い選定方法である一方、市民から見れば、情報公開、選定の公平性、新規事業者の参入機会の損失による市民サービスの向上阻害などに懸念があること、ひいては税の適切な使われ方に疑義を持たざるを得ない。

最後に、ここまでの言及は、それぞれの現場で一所懸命業務に取り組んでいる多くの職員の努力やその姿勢を全否定するものではないことを付言しつつ、選定方法の非合理性や閉鎖性から出来る市民にとっての不利益は甚大なものと強く指摘し、議案に反対する。

以上の討論の後、議案第72号について採決いたしました結果、本件については、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

3 所管事務の調査について

三鷹の教育・文化・スポーツの振興策に関すること

本件については、なお調査の必要がありますので、議会閉会中の継続審査の議決をお願いいたします。